

インフレスライド条項の運用について

公共工事において市場の実勢を予定価格に反映させるため、新たな公共工事設計労務単価が平成26年2月1日から適用されたことを踏まえ、国及び県がそれぞれの工事請負契約約款第25条第6項（以下「インフレスライド条項」という。）の運用を開始しました。

都城市におきましても、賃金等の急激な変動に対処するため、インフレスライド条項を下記のとおり運用するものとします。

今回運用するインフレスライド条項は、平成26年1月31日以前に契約を締結し、下記1及び2の要件を満たす工事を対象としており、その対象工事の受注者は、インフレスライドによる請負代金額の変更を請求できるものとしております。

つきましては、インフレスライドを請求される受注者におかれましては、速やかに受発注者協議を開始してください。

なお、インフレスライドについては、基準日以降の残工事を明確にするため、基準日における出来形が確認できる書類等（下記3）の整理が必要となりますので、請求される受注者におかれましては、確認資料の準備をお願いします。

また、協議の結果、インフレスライドが適用にならない場合もありますので御了承願います。

記

1. 適用対象工事

次の（1）及び（2）の要件を満たす工事に適用します。

（1）基準日における残工期が2ヶ月以上ある工事

（工期延伸の予定がある場合は、基準日から予定工期までの期間が2ヶ月以上ある工事）

基準日：請求日を基本としますが、請求があった日から14日以内で発注者と受注者とは協議して定めることもできます。

（2）次式を満足するもの

$$S_{\text{増}} = (P_2 - P_1) - P_1 \times 1 / 100$$

$S_{\text{増}}$ ：増額スライド額

P_1 ：請負代金額から基準日における出来形部分に相応する請負代金額を控除した額

P_2 ：変動後（基準日）の賃金等を基礎として算出した P_1 に相当する額

2. 適用対象工事に関する緩和措置

上記1（1）に関し、運用開始日から工期までの期間が2ヶ月に満たない工事であっても、工期が平成26年4月10日以降である工事は適用対象とします。

（但し、この場合においても、スライド額の算定は運用マニュアルに基づくものとします。）

3. 出来形確認資料の例

- ・ 基準日における工事出来高内訳書
- ・ 基準日における出来形写真
- ・ 実施工程表付き工事履行報告書 など

4. その他の運用について

運用については、上記2を除き、宮崎県公共三部が定めた「宮崎県工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）運用マニュアル（暫定版）」に基づいて行います。

都城市工事請負契約約款第25条第6項（インフレスライド条項）

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當となったときには、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。